年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (東京都担当部会) 平成 28 年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501050 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600201 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年7月1日の標準賞与額を15万円、平成20年12月5日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成17年7月1日及び平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 1 日及び平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: ① 平成17年7月1日

② 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち平成17年7月1日及び平成20年12月5日支給の賞与の記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A事業所から提出された平成 17 年 7 月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が口座名義人となっている請求期間①に係る通帳の写しにより、請求者は、同事業所から同年 7 月 1 日に 15 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A事業所から提出された平成20年12月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間②に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年12月5日に28万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501051 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600202 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年12月6日の標準賞与額を85万円、平成17年7月1日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 6 日及び平成 17 年 7 月 1 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 6 日及び平成 17 年 7 月 1 日の標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月6日

② 平成17年7月1日

A事業所に勤務していた期間のうち平成16年12月6日及び平成17年7月1日支給の賞与の記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、平成 16 年 12 月支給の賞与に係るA事業所の回答書及び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間①に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年 12 月 6 日に 85 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 85 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A事業所から提出された平成17年7月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が口座名義人となっている請求期間②に係る通帳の写しにより、請求者は、同事業所から同年7月1日に85万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(85万円)より低い標準賞与額(62万円)に基づく厚生年金保険料(4万3,195円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額の それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の 額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501052 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600203 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年12月6日の標準賞与額を48万円、平成17年7月1日の標準賞与額を40万円、平成20年12月5日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成16年12月6日、平成17年7月1日及び平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 6 日、平成 17 年 7 月 1 日及び平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月6日

② 平成17年7月1日

③ 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち平成16年12月6日、平成17年7月1日及び平成20年12月5日支給の賞与の記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、平成 16 年 12 月支給の賞与に係るA事業所の回答書及び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間①に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年 12 月 6 日に 48 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 48 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A事業所から提出された平成17年7月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が口座名義人となっている請求期間②に係る通帳の写しにより、請求者は、同事業所から同年7月1日に40万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、A事業所から提出された平成20年12月分の給料支払明細書(賞与)及

び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間③に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年12月5日に60万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額60万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501053 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600204 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち平成20年12月5日支給の賞与の記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された平成20年12月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から平成20年12月5日に35万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額35万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成20年12月5日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1501054 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600205 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年12月6日の標準賞与額を45万円、平成17年7月1日の標準賞与額を40万円、平成20年12月5日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成16年12月6日、平成17年7月1日及び平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 6 日、平成 17 年 7 月 1 日及び平成 20 年 12 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月6日

② 平成17年7月1日

③ 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち平成16年12月6日、平成17年7月1日及び平成20年12月5日支給の賞与の記録がない。請求期間の厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、平成16年12月支給の賞与に係るA事業所の回答書及び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間①に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年12月6日に45万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額45万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A事業所から提出された平成17年7月分の給料支払明細書(賞与)及び事業主が口座名義人となっている請求期間②に係る通帳の写しにより、請求者は、同事業所から同年7月1日に40万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、A事業所から提出された平成20年12月分の給料支払明細書(賞与)及

び事業主が請求者の金融機関口座に振り込みを行ったことが確認できる請求期間③に係る「ご利用明細」により、請求者は、同事業所から同年12月5日に55万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額55万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。